

国見町結婚世話やき人は

出会いのきつかけづくりを 応援します

結婚世話やき人は、結婚を希望する人への支援を行うボランティアです。結婚について心配や悩みを抱えている人へ、お相手の紹介や出合い・結婚についてのアドバイス、交流イベントの情報提供などを行います。

世話やき人のみなさん
(敬称略)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、月例相談会などを中止とする場合があります。最新情報については町ホームページ又は保健福祉課社会福祉係(☎585-2793)に確認してください。

国 見町結婚世話やき人登録証交付式が4月15日、国見町役場で行われました。交付式では太田久雄町長より登録証が交付され、登録者を代表して佐藤清二さんが、「結婚世話やき人同士で連携をしながら縁結びのお手伝いをしていきたい」とあいさつ。今回の登録は7名でいずれも再任となり、任期は3年間です。

結婚世話やき人制度利用のながれ

- 1 町ホームページをご覧になり、相談したい世話やき人へ連絡してください。
- 2 世話やき人と面談し、制度の説明を受けてください。説明をふまえて、制度に登録するかどうかを決めます。
- 3 制度に登録する場合、世話やき人の指示に従い必要書類を提出してください。
- 4 以上で登録手続きが完了となり、お世話やき活動がスタートします。
- 5 担当の世話やき人と連絡を取り合いながら、お相手の紹介や相談などの活動をすすめていきます。

※結婚世話やき人では、月例相談会(予約不要)や交流イベントなども実施しています。



世話やき人への相談は無料です
相談お待ちしています!!

結婚世話やき人の
連絡先や月例相談会
などの詳しい情報は
こちらから



村木陽子	渋谷福重	武田睦子	佐藤ユキ子	斎藤ユキ子	鈴木恵子	荒川正子	村上正一	菊地富紀子	後藤邦彦	佐藤京子	佐藤清二
藤田	大木	森野	森野	森野	大野	大野	森野	藤田	藤田	小坂	小坂

Interview 世話やき人の声



佐藤 清二さん

世話やき人の活動内容を
教えてください

佐藤…世話やき人制度登録者からの相談対応やお相手の紹介のほかに予約不要で相談できる月例相談会を設けています。また、町内企業を訪問して、世話やき人制度や交流イベントのPR活動などを行っています。毎月お互いの相談者について情報交換を行ったり、

内部研修を実施して、世話やき人としての資質向上にも務めています。

荒川…世話やき人の名刺を持って、さまざまな場所での活動を紹介して、たくさんの人から情報を得るようになっています。口コミでの広がりもあり、多くの人から相談が来るようになりました。電話の相談や家族から相談があった場合も必ず本人に会ってからお相手を紹介するようにしています。

出会いのきつかけづくり
心がけてほしいとは

佐藤…出会いの場を多く提供できるように昨年から結婚世話やき人で独自にバ

ベキューイベントを開催しました。参加者のアンケートも参考にしながら、これからの出会いのきつかけをたくさん作っていきたいです。

荒川…個人でも出会いのイベントを企画したり、マッチングをして1対1で会ってもらうなど結婚を希望している人同士をつなぐ役割を意識しています。

また、福島県の世話やき人もやっているの、多くの結婚を希望する人を知り、相談者にあつたお相手を紹介するように心がけています。

相談を考えている人に
一言お願いします

佐藤…相談するか迷っている人がいれば、本人でも家族でも大丈夫なので、気軽に近くの世話やき人へ声をかけてください。

荒川…みなさんの話をしっかりと聞いてから相談に乗りますので、一歩踏み出す勇気をもって、ぜひ相談してください。

結婚新生活を応援します

婚姻に伴う新生活を経済的に支援し、少子化対策を推進するため、「国見町結婚新生活支援事業補助金」を交付します!

●対象者(次の要件をすべて満たす人)

- ①令和2年1月1日から令和3年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦
- ②婚姻日における年齢が夫婦ともに34歳以下
- ③令和元年1月1日から令和元年12月31日までの夫婦の合計所得が340万円未満(離職や貸与型奨学金を返済中の方は、算出方法が異なります)
- ④対象となる住居が国見町内にある
- ⑤夫婦の住所が対象となる住居にある
- ⑥町税等の滞納がない
- ⑦他の公的制度による家賃補助を受けていない
- ⑧過去にこの制度に基づく補助を受けていない

●対象経費(対象となる経費は次のとおり)

- ※他の公的支援などを受けているものは対象外
- ①住居費 婚姻を機に新たに住宅を取得する費用又は住宅物件の賃借に係る賃料等
 - ②引越費用 引越し業者又は運送業者への支払い等引越しに係る実費

●補助金額

対象となる経費の合計額とし、上限30万円

●申請受付期間(予定)

令和2年6月1日から令和3年3月31日まで
※予算に達した時点で受付終了

●その他

申請方法や必要書類など、詳しくは保健福祉課社会福祉係へ問い合わせください。

保健福祉課社会福祉係 ☎585-2793